

羽島市児童生徒のいじめの防止等に関する条例

(前文)

全ての子どもは、それぞれがかけがえのない存在であり、市の宝です。子どもが健やかに成長することは、全ての市民の願いです。

昨今、大きな社会問題となっているいじめは、子どもの心身の健やかな成長を妨げるばかりか、今後の子どもの生き方にも深刻な影響を与えます。このようないじめを未然に防ぎ、次世代を担う子どもたちの豊かな人間関係と健全な成長を願って不断に働きかけることは、全ての市民の責務です。

多感な子どもたちの人間関係において、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得るという共通認識を持ち、学校だけでなく、家庭や地域、社会全体で、子どもたちを支え、励まし、導かなければなりません。

子どもたちは児童会活動、生徒会活動を通して、いじめや人権の問題に真摯に向き合い、いじめのない学校づくりに取り組んでいます。

市では、この子どもたちの想いを市民と共有し、ここに、いじめの防止等についての基本理念を定め、いじめの防止等のための対策を具体化するとともに、いじめを深刻化させない施策を市ぐるみで推進するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に係る基本理念を定め、市立学校その他の関係する者の責務や役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策を効果的かつ継続的に推進することにより、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整えることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の意義による。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する市立学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 法第1条に規定するいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

- (3) 市立学校 羽島市立学校設置条例（昭和53年羽島市条例第28号）により設置する小学校、中学校及び義務教育学校をいう。
- (4) 教職員 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条に規定する教育職員のうち、市立学校に勤務する者をいう。
- (5) 児童生徒 市立学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (6) 保護者 法第2条第4項に規定する保護者をいう。
- (7) 市民 市内に居住、通学若しくは通勤する個人又は市内において事業若しくは活動を行う個人、法人その他団体をいう。
- (8) 各種団体 総合型地域スポーツクラブ、市内の子ども会、スポーツ少年団等の地域で児童生徒が活動している団体をいう。
- (9) 関係機関等 児童相談所、警察署、民生委員、その他いじめの問題の対応に係る機関及び団体をいう。
- (10) 学校運営協議会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に基づき、羽島市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則（平成28年羽島市教育委員会規則第16号）により設置する協議会をいう。
- (11) 重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態をいう。

（基本理念）

第3条 市長、教育委員会、市立学校、教職員、保護者、市民、各種団体及び関係機関等は、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるため、それぞれの責務や役割を自覚し、主体的かつ相互に連携して、いじめの防止等の対策に取り組まなければならないものとする。

2 いじめの防止等のための対策は、児童生徒が、自らを大切に思う気持ちと他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめをなくす自主的な行動ができるようになることを目指して行わなければならないものとする。

（いじめの禁止）

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

（市長の責務）

第5条 市長は、第3条に規定する基本理念に基づき、いじめの防止等の施策を講じるものとする。

2 市長は、児童生徒の生命及び心身の保護のため、通報及び相談に応じる体制を整えるものとする。

(教育委員会の責務)

第6条 教育委員会は、第3条に規定する基本理念に基づき、市立学校、教職員、市民、各種団体及び関係機関等との連携強化を図り、いじめの防止等の具体的な施策を講じるものとする。

2 教育委員会は、市立学校に対して児童生徒が安心して安全に学校生活を送ることができ、主体的に学んだり活動したりする魅力ある学校づくりができるよう助言するものとする。

3 教育委員会は、いじめの防止等の啓発活動を行い、市民のいじめの防止等に関わる意識の高揚を図るものとする。

4 教育委員会は、いじめに係る相談や情報提供があったときは、当該市立学校に対し、必要な対処を講じるよう指示するとともに必要な支援を行うものとする。

5 教育委員会は、いじめに関わった全ての児童生徒の生命及び心身の保護のための相談支援等を行うものとする。なお、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条各号（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する事態が発生したときは、出席停止等の必要な措置を講じるものとする。

(市立学校及び教職員の責務)

第7条 市立学校及び教職員は、第3条に規定する基本理念及び法第13条に規定する各市立学校の学校いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒、保護者、関係機関等との連携を強化しつつ、いじめの防止等に取り組むものとする。

2 市立学校及び教職員は、児童生徒がいじめに関する問題を主体的に考えることができる環境を整え、創意工夫のある児童会活動、生徒会活動を通して、互いの立場や人権を認め、信頼し合える学校風土の醸成に努めるものとする。

3 市立学校及び教職員は、いじめの事実又はその疑いがあった場合は組織的に対応し教育委員会に報告するものとする。また、いじめの対策組織等において、学校運営協議会その他関係機関と連携の上、協議し適切な措置を講じるものとする。

4 市立学校及び教職員は、いじめに関わった全ての児童生徒の生命及び心身の保護のために行動し、いじめが再発することがないように継続的に指導、支援するよう努めるものとする。

5 市立学校及び教職員は、校内における教育相談体制を構築し、原則3月に一度、

いじめの防止等を推進する週間を設け、一人ひとりがいじめや人権の問題に目を向け、真摯に向き合う学習や活動に取り組むものとする。

- 6 市立学校及び教職員は、第1項の学校いじめ防止基本方針について年度ごとに見直しを行い、教育委員会に報告するとともに公表するものとする。ただし、校長が必要と認める場合は、年度において複数回見直しを行い、教育委員会に報告するとともに公表するものとする。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、保護する児童生徒に対し、愛情をもって接し、家族との絆を形成するとともに、人に対する信頼感や倫理観、自立心を身に付けさせるよう努めるものとする。

- 2 保護者は、第3条に規定する基本理念に基づき、いじめを正しく理解し、保護する児童生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを教えるよう努めるものとする。

- 3 保護者は、市長及び教育委員会並びに自ら保護する児童生徒が在籍する市立学校が講じるいじめの対策等に協力するとともに自ら保護する児童生徒の様子及び行動の変化に配意し、いじめの早期発見に努めるものとする。

- 4 保護者は、いじめの事実又はその疑いがあると思われる場合（いじめの相談を受けた場合も含む。）は、市立学校若しくは教職員、教育委員会又は関係機関等に情報提供、相談するよう努めるものとする。

(児童生徒の役割)

第9条 児童生徒は、自らを大切にするとともに、他者と尊重し合うことを通して、豊かな人間関係を築くよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめの防止等に向けて、主体的に考え、積極的にその活動に取り組むよう努めるものとする。

- 3 児童生徒は、自分がいじめを受けたときは、一人で抱え込まず、友達、家族、学校や地域など自分と関わりのある大人、関係機関等に相談するよう努めるものとする。

- 4 児童生徒は、いじめの事実又はその疑いがあると思われる場合（いじめの相談を受けた場合も含む。）は、家族、学校や地域など自分と関わりのある大人、関係機関等に情報提供、相談するよう努めるものとする。

(市民及び各種団体の責務)

第10条 市民及び各種団体は、第3条に規定する基本理念に基づき、地域において児童生徒に対する見守り、声かけ等を行い、児童生徒が心身ともに健全に過ごすことができる環境をつくるよう努めるものとする。

2 市民及び各種団体は、いじめの事実又はその疑いがあると思われる場合（いじめの相談を受けた場合も含む。）は、市長、教育委員会、市立学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

（重大事態への対処）

第11条 市立学校は、当該市立学校において重大事態が発生した場合は、教育委員会に報告するものとする。

2 教育委員会は、前項の場合又は児童生徒若しくは保護者から重大事態に該当する事案があったと申立てを受けた場合は、法第30条第1項の規定によりその旨を市長に報告するものとする。

3 教育委員会は、前2項の規定により報告を受けた重大事態に対処し、及びその発生防止に資するため、教育委員会又は当該市立学校のいずれかを調査主体とした組織を設置し、法第28条第1項の規定により調査を行うものとする。

4 教育委員会又は当該市立学校は、前項の規定による調査を行った場合は、速やかに市長に報告するとともに、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、当該調査の結果その他の必要な情報を適切に提供するものとする。この場合において、当該市立学校が調査を行ったときの市長への報告は、教育委員会を通じて行うものとする。

5 教育委員会は、第3項の調査を当該市立学校が行う場合は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

6 市長及び教育委員会は、第3項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの責任において、当該調査に係る事態の対処及びその発生防止のために必要な措置を講じるものとする。

（羽島市いじめ防止専門委員会の設置）

第12条 教育委員会は、いじめ対応の支援を行うとともに、専門家による客観的な立場からの支援及び調査の検証を行うため、法第14条第3項の規定による附属機関として、羽島市いじめ防止専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置くものとする。

（専門委員会の所掌事務等）

第13条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 法第20条に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項
- (2) 第7条第3項の規定により報告された事案の措置に対する事項
- (3) 第11条第3項の規定により調査された事案に関する事項
(専門委員会の組織等)

第14条 専門委員会の委員は、5人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 児童生徒の権利、発達及び心理に理解があり、豊かな経験と専門的知識を有する者
- (2) 児童生徒の問題行動に精通した者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 弁護士

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間を任期とする。

4 委員は再任することができるものとする。

5 教育委員会は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき及び委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、その職を解くものとする。

6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、その必要な期間、臨時に委員を委嘱することができるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、専門委員会の組織等に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(専門委員会への協力)

第15条 市立学校、教職員、保護者、市民、各種団体及び関係機関等は、専門委員会の活動に協力するものとする。

(市立学校以外の学校への協力要請)

第16条 専門委員会は、市立学校以外の学校に対していじめの防止等に必要な協力を求めることができるものとする。

(市長による調査)

第17条 市長は、法第30条第2項の規定により、第11条第4項の規定による報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必

要があると認めるときは、羽島市いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設けて調査を行う等の方法により、同項の規定による調査の結果について調査することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により調査を行った場合は、法第30条第3項の規定によりその結果を議会に報告するものとする。

（個人情報に対する取扱い）

第18条 市長、教育委員会、市立学校、教職員等は、この条例の施行に当たり知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期すものとし、当該個人情報をいじめの防止等に関する業務以外に用いないものとする。

- 2 専門委員会及び調査委員会の委員は、正当な理由なく、業務上知り得た機密を漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とする。

- 3 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際知り得た個人情報を他人に漏らしてはならないものとする。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。